

2014年版 加藤光大の社労士合格レッスン 一問一答 労働編 (3607)
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 26 年 6 月 12 日
 (株)住宅新報社 書籍編集部
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P 333 雇保 3 問 5 解説 上 2 行目	6 カ月を経過するまで	6 カ月 以内
P 333 雇保 3 問 5 解説 上 4 行目	則 17 条の 2 第 6 項	則 17 条の 2 第 3 項
P 364 雇保 8 問 1 問題 上 1～2 行目	再就職手当、常用就職支度手当、の 3 種類が	再就職手当、 就業促進定着手当 、常用就職支度手当、の 4 種類が
P 365 雇保 8 問 1 解説 上 2 行目	設問の 3 つは、	設問の 4 つは、
P 365 雇保 8 問 2 解説 上 4 行目	就業手当及び再就職手当は、	就業手当、再就職手当 及び就業促進定着手当 は、
P 382 雇保 10 問 15 問題 上 3 行目	100 分の 50 に相当する額	100 分の 50(休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して 180 日に達するまでの間は、100 分の 67)に相当する額
P 421 徴収 4 問 6 解説 上 2 行目	賃金総額とします(法 11 条 3 項、則 12 条、13 条 1 項)。	賃金総額とします。なお、当分の間、「 請負金額 」とあるのは「 請負金額×108 分の 105 」として算定します(法 11 条 3 項、則 12 条、13 条 1 項、 附則 1 条の 2)。
P 424 徴収 4 問 14 問題上 3 行目	平成 25 年度においては、	平成 26 年度においては、
P 425 徴収 4 問 14 解説上 1 行目	平成 25 年度の	平成 26 年度の
P 425 徴収 4 問 14 解説上 3～4 行目	平 24.12.19 厚労告 588 号	平 26.1.27 厚労告 14 号
P 551 労一 6 問 3 解説 上 2 行目	なお、平成 24 年の総実労働時間は、前年に比べ増加(+0.5%)しています	なお、平成 25 年における年間の総実労働時間は、1,746 時間となっています
P 551 労一 6 問 4 解説 最終行に追加	なお、平成 25 年就労条件総合調査によると、変形労働時間制を採用している企業割合は 51.1%となっており、これを種類別(複数回答)にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 32.3%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 16.6%、「フレックスタイム制」が 5.0%となっており、1 年単位の変形労働時間制の採用割合が最も高くなっています。	
P 553 労一 6 問 5 解説 最終行に追加	なお、平成 25 年就労条件総合調査によると、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は 92.9%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は 9.0%、「再雇用制度のみ」の企業割合は 73.9%、「両制度併用」の企業割合は 10.0%となっています。	

P553 労一6 問6 解説 最終行に追加	<p>なお、平成25年就労条件総合調査によると、一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業について、勤務延長制度、再雇用制度が適用される対象者の範囲をみると、勤務延長制度がある企業は、「基準に適合する者全員」とする企業割合が最も多く、51.7%となっています。再雇用制度がある企業についても、「基準に適合する者全員」とする企業割合が最も多く、54.6%となっています。</p>	
P555 労一6 問11 解説 最終行に追加	<p>なお、平成25年賃金引上げ等の実態に関する調査によると、平成25年中に賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」とした企業が58.6%と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、次いで、「親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向」とした企業が5.0%、「労働力の確保・定着」とした企業が3.9%となっています。</p>	
P557 労一6 問12 解説 上1行目	<p>なお、単一労働組合の労働組合数及び労働組合員数はともに前年に比べて減少しています</p>	<p>なお、平成25年労働組合基礎調査の結果によると、平成25年においては、推定組織率は17.7%となっています</p>
P557 労一6 問13 解説 最終行に追加	<p>なお、平成25年労働組合基礎調査の結果によると、平成25年においては、労働組合員数のうちパートタイム労働者についてみると91万4千人となっており、前年に比べて7万7千人増加（9.2%増）し、全労働組合員数に占める割合は9.3%となっています。また、パートタイム労働者に係る推定組織率は、6.5%となっています。</p>	